

警 察 署 協 議 会 会 議 録

名 称		大 阪 府 泉 南 警 察 署 協 議 会
開催日時		令和6年11月22日（金）午後4時から 午後5時17分までの間
開催場所		大阪府泉南警察署 講堂
出席者	委 員	福森会長 湯川委員 小畑委員 井田委員 中條委員 田中委員 彦野委員 奥野委員 竹内委員
	警 察	署長 副署長 総務課長 会計課長 地域課長 刑事課長 交通課長 警備課長 生活安全課長 犯罪抑止戦略官（刑事課長代理） 地域課長代理 交通課長代理 広聴相談係長
議 事 概 要		1 会長挨拶 皆さんこんにちは。忙しい中、協議会に参加いただき、ありがとうございます。 最近めっきり朝晩冷え込んでおります。体調を崩さぬよう御自愛くださいませ。 毎日ニュース等で悲惨な事故が放送されます。最近気になった事故と言いますと、埼玉栄高校での事故です。埼玉栄高校と言いますと皆さんご存じの通りスポーツ高校でグラウンド整備のために登録されていない車が置いてあり、その車を夜中に寮に住む生徒3人が乗って法面に乗り上げて横転し、助手席に乗っていた学生が亡くなるという悲惨な事故が起きておりました。 翌日理事長がテレビの記者会見で謝罪されておりましたけども、悔やんでも悔やみきれないとおっしゃっておりました。本当にちょっとした管理の不十分さが学生一人を失わせてしまったと思わざるを得ません。 この会場へ登ってくる階段にも凡事徹底という言葉が掲げられていましたけども、やはり安全には小さいコツコツとした努力が必要なのだろうと改めて思った次第であります。 本日は各委員から多数の質問をいただいております、最後までどうぞよろしくお願いします。 2 署長挨拶 改めまして皆さんこんにちは。本日は泉南警察署協議会ということでこのように集まっていただきまして誠にありがとうございます。 前回の協議会の中で色々な話がありましたが、皆様の希望要望にできるだけ応えて警察の運営に活かしていこうということで、色々とやらせ

てもらいました。後ほど総務課から報告があらうかと思いますが、本当に忌憚りの無い意見こそが私達の活動の糧になるなと思っております。中でも皆さんの意見が私達にものすごく響いて、そういうことを地道にやっていくことによって皆さんの信頼が得られるのかなというふうに思っております。

今日も御遠慮なさらず、思ったことで結構ですし、近所からこんなことを聞いた、あそこの方こんなことに困っているといった小さなことでも結構ですので、ドシドシ意見を言っていただけたらという期待もしておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

3 泉南警察署からの報告事項

8月22日と10月15日に発生した交通死亡事故について説明します。

まず1件目の発生日時は8月22日午前8時ころで、発生場所は 府道64号線の阪南市山中溪になります。

事故の状況としましては、大型自動二輪車がガードレールに接触し、運転者が死亡したというものになります。

亡くなったのは30代の男性でした。

2件目の発生日時は10月15日午後11時頃で、発生場所は泉南市信達市場になります。

事故状況としましては、被疑者が運転する軽四貨物自動車が被害者が運転する原動機付自転車と衝突し、救護措置をとらずに逃走した死亡ひき逃げ事故になります。

被害者は10代の男性で、被疑者は40代の男性です。

4 議事

【委員】

イベント等に出張窓口のような形で考えて下さっていると聞いたので、計画内容を教えていただきたい。

【警察】

泉南イオンモールにおける警察相談所につきましては、前回、委員より御提案をいただき、開設を試みたものです。

9月27日(金)、10月20日(日)、11月18日(月)、の各日、お昼を挟んだ4時間、イオン東入口、及びセントラルコート東入口において、開設致しました。

初日には、委員にも御来場いただき、激励をいただいたということです。

開催状況については、お手元のパネル資料のとおり、イオン様の御協力をいただき相談所を開設いたしました。

開設の2週間前から、イオン館内のデジタルサイネージにおいて、開催の御案内をさせていただきました。

その結果となります。

開催した3日間での有効な相談の件数は、合計9件となります。

議 事 概 要

主な内容は、特殊詐欺に関することが3件、交通ルールに関することが4件でございました。

実際にやってみて、思いのほか、相談件数が少なく、また、相談を受けたのですが期待する成果を得るまでには至らない結果となりました。

現場での所感としてですが、イオンを訪れた多くの皆様には、相談所をやっているといった関心を持っていただくことはできましたが、実際に相談していただくまでには至らない方が多数であったとの印象を受けました。

実際に買い物という主たる目的があるので、そのついでにということでもおすすめはしたのですが、なかなかそこまで足が向かなかったという状況でございます。

今後、屋外でやるということになると思ひまして、冬となると非常に厳しい情勢になります。

こうした事情を踏まえまして、今後は、各種イベントが警察にもございますので、そのときに合わせて相談所を適宜開催するなど考えておりますので、どうか御理解の程よろしくお願い致します。

【委員】

特殊詐欺について、最近の詐欺のトレンドと、それに対する警察の活動について教えて下さい。

【警察】

大阪で発生する特殊詐欺の主流は「還付金詐欺」で、被害者をATMに誘導して送金させる手口になります。

以前は警察官騙りから受け子がキャッシュカードを詐取するという形態が主流でしたが、新手の手口では、自動音声ガイダンスから電話がかかってくたり、通信事業者、警察官、検察官等を騙る掛け子から「あなたは詐欺の犯人になっており、口座を調べる必要がある、ネットバンクを開設して下さい」等と言われ、LINE等のSNSのグループに誘い込み、警察手帳の画像や、逮捕状、守秘義務誓約書等が画像で送られた上で「警察に内通者がいる、このことを警察に言うとなあなたを逮捕する」等と口止めされ、警察に対してなかなか本当のことは言えないという状態にして、銀行口座に現金を振り込まされたりする手口が最近は多くなっております

警察は、警察手帳や逮捕状を画像として送ったりすることは、絶対にしませんし、警察が事件をお金で解決させることは絶対に無いと言うことを周囲の方にも伝えていただきたいと思います。

特殊詐欺に対する活動につきましてお話しさせていただきます。

特殊詐欺を防ぐには、手口をよく理解していただくのが一番かと考えております。

ですので警察としましては、防犯教室や防犯キャンペーン等を通じ

て、現在発生している特殊詐欺の手口についての解り易いチラシの配布や広報をしまして、皆さんが防犯対策をしやすいうように周知しております。

また、金融機関や地域包括支援センターに協力してもらい、高齢者の方に対してチラシの配布や、被害に遭った際の被害軽減へ向けた取り組みとして、振り込み限度額の設定が出来ることから、振り込みは利用しないというご高齢の方がおられましたら、その限度額を低くしていただく、出来れば限度額をゼロにしていだけたら、万が一騙されてＡＴＭに誘導されましても、振り込むこと自体が不可能となりますので、警察署一丸となって皆様に広報して御協力を仰いでいきたいと考えております。

次にアポ電や特殊詐欺発生時の対応としましては、安まちメールの配信や防災無線での呼びかけ、市役所等のＬＩＮＥによる情報提供を実施しており、発生間が無いときは当署警察官による警戒の強化を実施しております。

【委員】

「パソコンを操作していたら突然ウイルスに感染し、解除名目でアップルカードを購入させられ送金させられた」このケースでパソコンを終了させるのには強制終了でいいのでしょうか。

また、次回パソコンを起動させると同じ文言が出てくるのでしょうか。

警察官を名乗る男から「あなたの口座に詐欺の被害金が入金されているので、口座を確認したい」と訪問しだまされて銀行カードを手渡ししてしまいお金を取られてしまった、このケースで犯人は自宅の住所や場所を前もって調査しているのでしょうか。

また、一度やられると何度もやられると聞きますが、本当でしょうか。

【警察】

最初の質問については、サポート詐欺と呼ばれる手口になります。

対処方法につきましては、お手元に資料をお渡ししておりますが、この資料については大阪府警のウェブサイトに掲載されておりますので、周囲の方にも周知のほどよろしく申し上げます。

手交型の詐欺で、犯人は自宅住所等を調査しているかという質問については、調査していると思われます。

事件の犯人ごとにその方法は異なると思いますが、何らかの名簿等が出回っている可能性もあります。

特殊詐欺をするグループというのは、グループをまとめる首魁がおり、その下に役割を細分化されたグループがあちこちにあります。

それをまとめて一つの事件を起こすという形態をとっているので、警察の捜査も難しいところであります。

細分化されたグループとしては特殊詐欺をする上で使用する、電話

や電話回線、それを使うSIMカードや口座等を扱うツール屋が存在します。

他には電話を掛ける掛け子のグループ、受け子のグループ、盗ったカードで現金を引き出す出し子のグループ、先ほど話に上がった名簿屋等があります。

アップルギフトカード等の電子マネーについては、カードの番号を聞いただけでは換金出来ないので、電子マネーを専門として換金するグループもあります。

こういった色々なグループが複合的に結束して事件を敢行するという手強い相手ですが、地道にそれぞれのグループをやっつけて上につなげていこうと頑張っているところなので、御理解の程よろしく願います。

【委員】

特殊詐欺に加担する可能性が高い人物像、特殊詐欺被害に遭う可能性が高い人物像を教えてください。

特殊詐欺がゼロになることはないと思いますが、ゼロに向けてどのような取り組みや方法を実施しているか教えてください。

特殊詐欺について、電話でのやりとり等聞くのですが、被害者になる方のリスト等が存在するのでしょうか。

【警察】

特殊詐欺に加担する可能性が高いのは、SNSでの闇バイト募集に乗ってくる、テレビ等で放送されていますが金に困っている者等です。

バイト感覚で応募しているので罪悪感が希薄になります。

被害に遭うのは高齢者だけではなく、手口の多様化から中年層にも被害が増加しており、現在の特殊詐欺では誰もが被害者となり得ます。

特殊詐欺に対する取り組みとしましては、大阪府警察本部に令和4年春から特殊詐欺捜査課を創設しました。

また今春からは、全国にわたる特殊詐欺事件に対応する連合捜査班が配置されており、捜査を強化しております。

被害者のリストは存在していると思われますが、全ての事件にそのリストが使われているわけではありませんし、どの様にそのリストが作られているかまでは把握していません。

【委員】

交通死亡事故を起因する可能性が高いドライバーはどのような方でしょうか。

交通死亡事故を起因しないように、セミナーや講義受講等ありますが、マンネリ感などいまいち反応が薄らいでいるので、何か代わるものがあればご教示ください。

【警察】

一概に、どのようなドライバーが交通死亡事故を引き起こすと言い切れるものではありません。

特に悪質な交通違反を犯している者が、必ず大きな交通事故を惹起しているとは限りません。

ただし、重大な交通事故を起こしているのは交通法規を軽視してる者であるというのは間違いないと言えます。

最近発生した重大な交通事故として、携帯電話の画面を注視して前方の安全確認が疎かになり、結果前方を走行中の自転車に追突し、被害者に重傷を負わせたものがあります。

この事故の被害者は、事故から三か月経過しましたが、未だ意識は戻っておりません。

他には、無免許で二輪車を運転し、前方を走行中の自転車に追突して、重傷を負わせるという事故も発生しています。

この事故の被害者は、全身複雑骨折、意識不明のままです。

また、眠気を感じながら運転を継続した結果居眠りし、対向車線にはみ出て対向車と正面衝突で相手を死亡させる事故も起こっております。

この事故の被害者もシートベルト未着用でした。

もちろん著しい速度超過や飲酒運転等の悪質な交通違反により重大事故を引き起こしている事例が存在するのも事実ではありますが、軽微な違反、例えば携帯電話使用、免許条件違反、シートベルト装着義務違反等の違反から重大な結果が発生してしまうのが交通事故であります。

したがって、交通違反を取り締まった際、「事故を起こしたわけではない」「軽微な違反だから」「だから警察は」と交通法規を軽視するものが散見されますが、そのようなドライバーこそ、重大事故の当事者になる可能性が高いというのが本件の回答になるのではないかと思います。

講習やセミナーに代わるものとしては、大阪府警本部交通部の You Tube チャンネルでは様々な啓発動画がアップされているので参考にしてもらえれば幸いです。

トラックの死角、飲酒運転の体験、交通事故の再現動画、夜の道路の視認性等が動画により紹介されていますが、残念ながらあまり視聴されていないのが現実であります。

他機関のものであれば、JAFがインターネット上で提供している「危険予知トレーニング」であれば、完成度の高い映像からの交通事故防止の啓発動画がアップされています。

ここでは危険予知の他にも水没車両からの脱出方法を疑似体験する360度のVR動画まであります。

実技面であれば、大阪府下の教習所が実施している「運転免許取得者等教育」という実技講習を実施している教習所もあります。

泉南教習所は高齢者講習と運転技能検査同等講習、認知機能検査同

等講習のみ実施しております。

【委員】

交通事故の加害者の年齢分布はどのようになっていますか、また、高齢者が死亡事故を起こさないように注意すべき点を教えてください。

【警察】

大阪に限ったデータであれば、加害者の年齢層を見ると、65歳以上の高齢者が全体の34%を占めており、高齢者が死亡事故を引き起こしている割合が高く、特に75歳以上は21%を占めており、いかに高齢者の運転が危険であるかが理解できるのではないかと思います。

この中には、単独事故で加害者自らが死亡する事故も含まれています。

その次には50歳～54歳が11%、55歳～59歳が9%と続いています。

50歳以上が60%を占めているところをみると、中高齢者が交通事故の加害者になりやすいといえます。

注意すべき点についてですが、一般論であり、月並みの話になりますが、加齢と共に運動能力、認知機能、判断力等が低下することから、それらを自覚するとともに、早めに免許証返納等の手続きを取ることをおすすめします。

【委員】

自転車の交通安全指導について、その後いかがですか。

【警察】

前回の会議で質問のあったドライブレコーダーや防犯カメラ映像に撮影された映像についてですが、結論として一般に啓発動画として提供することは非常に困難となります。

正式な会議で、私が「警察協議会で交通事故の映像をもっと啓発動画として提供すべきではないか」と意見があったことを発言しましたが、回答は「非常に難しい」というものであり、理由は次のとおりでした。

- 1 警察には交通事故の映像は証拠品として押収しているのでかなりの数を保有しているが、あくまで証拠品であり、事件捜査が終了した後であっても公判（裁判）が結審しなければ一般に公開できるものではなく、また結審までかなりの日数を要することが一般的であり、特に大きな事故であればなおさら公判が長期化する傾向があること。
- 2 仮に結審したとしても、証拠品として開示することができるかどうかは検察庁、加害者、被害者すべての了承を得る必要があり、特に被害者にとっては仮にモザイク等で個人特定ができない状態であったとしても被害者家族、もしくは本人が見れば自分自身の

事故であることが分かってしまい、悲惨な交通事故に遭ったという心の傷を再度えぐることにつながりかねないことから了承を得ることが難しいこと。

3 Y o u t u b e等で配信されているのは無許可で掲載しているのが大多数と思われます。

したがって、その代替えではありませんが現在大阪府警本部交通部交通総務課では9月3日に公式チャンネルで「いのちを守りたい～自転車ヘルメットが当たり前の世の中に～」という題目で、実際に自転車運転中に交通事故に遭遇し、命を落とした子どもの親等のインタビューを収録した映像を公開、配信し、またその映像をDVD等でも一般に公開しており啓発に努めているのと、泉南警察署においてもりんくう翔南高校に来年から交通安全教育の時間を割いてもらえるように交渉中であります。

【委員】

週末の夜中に未だ暴走族の爆音がうるさい時がありますが、取締りは現状どのようになっていますか。

【警察】

騒音苦情の入る道路において、交通検問等を実施し、騒音を出して走行するバイクを走行させないという取り組みを実施しており、一定の効果が上がっております。

もちろん、全ての道路で同時に実施することは不可能であるので、苦情を入れていただければ、苦情の多いところから対策を実施していくので情報の提供をお願いします。

【委員】

歩車分離信号で自転車に乗ったまま歩行者信号に従って通行する者を見かけ、自転車に乗ったままでも歩行者と同じと考えている人が多いと思うので、交通安全協会などと協力して何かアクションを検討してください。

【警察】

合法な行為となります。

横断歩道を自転車で行く場合は「歩行者の通行を妨げるおそれがない場合」は自転車に乗ったまま横断歩道を通行することができます。

信号機については、車道を走行するのであれば車両用信号、横断歩道を走行するのであれば歩行者用信号に従わなければなりません。

したがって、最近では自転車横断帯を設置する横断歩道が少なくなっています。

また、尾崎駅東側のスクランブル交差点においては自転車の信号無視等の取締りも実施しております。

【委員】

中高生への安全教育について、学校の校長会等があると思うので、そのような会へ警察として安全教育について協力を促すのはどうでしょうか。

【警察】

校長会に参加したことはありませんが、教育委員会を通じて協力を促していく方針であります。

【委員】

岬町道海岸連絡線の終点のT字路交差点に、「止まれ」の表示は難しいと以前回答をいただいたと思いますが、カーブミラーを設置することは可能でしょうか、検討をお願いします。

【警察】

同交差点に一時停止の規制を行うには、単路横断歩道の規制を解除する必要があるのですが、横断歩道を撤去して、一時停止へ変更するには至らない交通量の丁字路交差点であります。

警察署協議会からカーブミラーの設置要望があった旨を道路管理者である岬町土木下水道課へ申し入れしておきます。

一般論としまして、その道路は非常に見通しの良い道路だと思われます。

カーブミラーというのは、基本的には見通しの悪い道路の見通しを補助するためにつける物でして、見通しの良い道路に付けるとデメリットがあります。

カーブミラーは進行方向の真正面に設置しますので、見通しの良い道路であるとまっすぐを見てしまう虞があります。

カーブミラーで映る範囲というのは非常に狭くなることから、左右を見れば見えるのに、カーブミラーを設置することで、左右の安全確認が疎かになる可能性が出てきます。

したがって設置については慎重に検討する必要があります。

【委員】

サイクリング専用の青い表示は道路の規制の表示ですか。

また、2列で自転車走行したり、赤信号を無視して左折する自転車を見ることがあるので、サイクリング専用の青い表示について説明よろしくをお願いします。

【警察】

青色の標示は正式名を「自転車ナビライン」といい、法的な根拠がない法定外標示であり自転車を走行する際の目安になるものです。

自転車の並列での走行や赤信号の無視は「自転車ナビライン」の有

無に関わらず違反となります。

【委員】

泉南市りんくう南浜にある交差点ですが、樽井りんくう南口交差点方向からの右折が危険なので、右の矢印信号を設置してほしい。

【警察】

交差点形状から検討すると右折信号を設置することは現実的に可能な交差点ではありますが、「危険であるから」という理由であれば、慎重に検討する必要があります。

まず、右折そのものが危険ということであれば、右折そのものができないように右折禁止の規制を検討することとなってしまいます。

ただし、渋滞等の滞留や、渋滞の影響で無理な右折を試みる車が絶えない等のあくまで実態を調査し、「交通渋滞の緩和」ということであれば検討は十分可能であります。

したがって交通量の調査を実施し、真に必要性があるかどうか見極めたうえで右折信号の設置を検討したいと思います。

【委員】

少年犯罪について、泉南地区での案件など教えていただきたい。

【警察】

泉南警察署管内における今年の1月から8月末までの少年犯罪の現状をお話しさせていただきます。

1月から8月末までの少年の検挙・補導人員は昨年に比べて大幅に減少しております。

内訳は、傷害、脅迫、窃盗、占有離脱物横領、その他の事件となっており、窃盗事件が大幅に減少している一方で、暴行傷害事件が増加しております。

次に、1月から8月末までの少年の検挙・補導人員は昨年に比べて増加しております。

内訳は、覚醒剤、麻薬、軽犯罪法違反、その他の事件として迷惑防止条例違反となっております。

次に、今年の1月から8月末までの間、泉南警察署管内で不良行為により補導した少年の人員は、昨年比に比べて増加しております。

補導した不良行為の内訳につきましては、深夜徘徊、喫煙、飲酒、粗暴行為、怠学、その他となっており、約9割が深夜徘徊となっております。

この様に、補導した少年の人員は大幅に増加しており、8月末現在の暫定値で大阪府1位となっております。

管内の傾向ですが、喫煙行為は減少しておりますが、深夜徘徊は大幅に増加しております。

補導件数が増加している要因につきましては、はっきりしたことは

分かりませんが、当署の地域課員が、少年の補導活動に力を入れているのは確かであり、それが要因の一つとなっていることは間違いないと思います。

そして、少年補導活動の強化により、犯罪行為に踏み出す前に、少年への声掛けによる補導及び、保護者に対する補導事実の連絡を行い、それによって、犯罪の芽を摘み、刑法犯等検挙補導人員の減少に繋がっていると期待しております。